

保険番号マスタ (宮城県04)

番号	設定項目名	制度名	乳幼児(新)								障害者	母子・父子家庭	仙台市				利府町		乳幼児(旧)		
			183	383	483	583	683	783	283	199			299	141	241	子ども		子ども		143	243
1	保険番号		183	383	483	583	683	783	283	199	299	141	241	263	363	463	563	663	763	143	243
2	法別番号		83	83	83	83	83	83	83	99	99	41	41	83	83	83	83	83	83	43	43
3	短縮制度名	乳食負有	乳食負有	乳食負無	乳外組国	限乳食有	限乳食無	限乳組国	乳児償還	障害償還	母子償還	老人1割	老人2割	子就前	子就前国組	子ども	子国組	利府子	利府子国組	乳児社市	乳児組合
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	9年齢(開始-終了)		0-18	0-18	0-18	0-18	0-18	0-18	0-18	0-999	0-999	60-69	60-69	3-12	3-12	6-18	6-18	12-15	12-15	0-6	0-6
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)		2	2	3	2	2	3	3	3	3	0	0	2	3	2	3	2	3	2	3
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※ 所得情報																					
14	外来負担区分		2	2	2	2	2	2	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	100	100	100	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	500	500	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	8000	8000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	1月院外上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		2	2	2	2	2	3	3	3	3	1	1	2	2	1	1	1	1	2	2
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	100	100	100	10	20	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	500	500	500	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	40200	40200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	3	1	1	3	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 乳幼児医療費(新)

平成17年10月から次の運用制度に改正されましたので留意願います

【乳食負有】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい(入院時の食事療養費の自己負担有りの受給者証保持者) 社保は専用の「連記式請求書」に集計し総括表を添えての請求となります。 国保はレセプトでの請求です。

【乳食負無】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい(入院時の食事療養費の自己負担無しの受給者証保持者) 社保は専用の「連記式請求書」に集計し総括表を添えての請求となります。 国保はレセプトでの請求です。

【注1】 負担者番号「83040170」(川崎町)、「83040287」(富谷町)の市町村は食事療養費は「半額助成」です。

【注2】 一部市町村では「入院のみ助成対象」も有る為、窓口で受給者証の確認が必要です。

【乳児償還】： 一部の国保組合(県医師、県歯科医師) および国保資格証明書交付患者、県外受給者に適用して下さい。

窓口では一部負担金を徴収して下さい。 該当受診者リストが必要な医療機関では「償還払一覧表」PGを組込んで下さい

【乳外組国】： 一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。

専用の「連記式請求書」に集計し総括表を添えての請求となります。 食事療養費の助成は無いものとして設定しております。

【限乳食有】【限乳食無】【限乳組国】： 限度額適用認定証を持っているが「持ってこなく、一部負担金から(80100円+(総医療費-26700円)×1%)を引いた額の窓口負担が発生する場合、こちらをご使用ください。

償還払い方式です。 当該患者の管理を必要とする医療機関でのみご使用下さい。 専用の「医療費助成申請書」が有りますが、標準の「償還払い一覧表」に出力します。

償還払い方式です。 当該患者の管理を必要とする医療機関でのみご使用下さい。 専用の「医療費助成申請書」が有りますが、標準の「償還払い一覧表」に出力します。

県単公費では有りませんが、レセプトによる請求のため保険番号マスタのみ提供します。

「老人1割」(1割負担の患者に適用して下さい)

「老人2割」(2割負担の患者に適用して下さい)

仙台市(平成24年1月)、富谷町(平成25年10月)、名取市(平成27年10月)

※富谷町は食事療養費が半額助成の為、本体側で食事療養費半額助成の対応を行っています。(負担者番号「83040170」、「83040287」の場合、半額助成)

【子就前】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい。 外来は初診時一部負担金有り。 社保は専用の請求書、国保はレセプトでの請求です。 ※名取市も同様の制度のようです

※社保分で、限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-26700円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

【子就前国組】： 一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。 外来は初診時一部負担金有り。 専用の請求書での請求です。 ※名取市も同様の制度のようです。

※限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-26700円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

【子ども】： 社保および市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい。 外来は初診時一部負担金有り、入院は日500円/10日。 社保は専用の請求書、国保はレセプトでの請求です。

※社保分で、限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-26700円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

【子国組】： 一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。 外来は初診時一部負担金有り、入院は日500円/10日。 専用の請求書での請求です。

※限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-26700円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

利府町(平成25年10月)

子ども医療費

【利府子】： 市町村国保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師)の患者に適用して下さい。 外来1回500円、入院1日500円の患者負担です。 レセプトでの請求です。

【利府子国組】： 社保、一部の国保組合(県建設業、全国土木建築、県医師、県歯科医師を除くその他)に適用して下さい。 外来1回500円、入院1日500円の患者負担です。 専用の請求書での請求です。

※限度額認定証がない場合は、「80100円+(総医療費-26700円)×1%」を超える金額を患者負担に加算します。

乳幼児医療費(旧)

平成17年9月末までは下記制度運用です。

「乳児社市」(社保および市町村国保の患者に適用して下さい)

「乳児組合」(国保組合の患者に適用して下さい)